		日	号外	ページ
九一〇	租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項第六号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替、同令第二十六条の四第八項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替及び同条第十八項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替の一部を改正する告示	三〇	212	六八
九一一	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を定める件の一部を改正する告示	三〇	212	六九
九一二	国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事の一部を改正する告示	三〇	212	七〇
九一三	平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する件	三〇	212	七一
九一四 九一五	特例港湾運営会社の指定の申請の内容を縦覧に供する件	三〇	212	七二
九一六	成田国際空港株式会社法施行令第六条の規定による地方公共団体及び交付金の額の指定に関する告示の一部を改正する件	三〇	212	七二
	○観光庁			
一六	旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件	五		七
一七	〃	二〇		五
	○気象庁			
八	気象庁予報警報規程の一部を改正する件	二六	208	五二
九	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条の規定に基づく権限又は事務の委任についての一部を改正する件	二六	208	五四
一〇	気象測器の型式を証明した件	三〇		七
	○海上保安庁			
一七一	水路測量の実施に関する件	二		六
一七二 一七三	航路標識に関する件	一二		六
一七四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第七条の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の十三第一項の指定海上防災機関を指定した件	一七		四
一七五	航路標識に関する件	二四		六
一七六 一七七	海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示	二五		六
一七八	一般財団法人新日本検定協会から変更の届出があった件	三〇		八
一七九	一般社団法人日本油料検定協会から変更の届出があった件	三〇		八
	○環境省			
一八七 一八九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件	三		六
九〇	水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件	一一		五
九一	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件	一一		六
九二	福島県双葉郡楢葉町の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件	一一	199	三
九三	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第三項の規定に基づく環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件	三〇	212	七二
一五	**○原子力規制委員会** 原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件	一二	200	一四
一六	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第三条の二の規定に基づく測定設備を定める件	一二	200	三五
	○防衛省			
一七三 一七六	海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件	一〇		六
一七七 一七八	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件	一〇		六
一七九	海上における射撃訓練を実施する件	一三		一一
一八〇 一八四	〃	二〇		五
一八五	海上における射撃訓練等を実施する件	二〇		六
	○東北厚生局			
一	生活保護法第五十五条の二に基づく指定医療機関に関する告示	二六		六
	○東北地方整備局			
一八四	道路に関する件	三		八
一八五	〃	六	196	一
一八六	都市計画に関する件	一一		六
一八七	道路に関する件	一二		七
一八八 一八九	〃	一七		四
	○関東地方整備局			
二七九 二八〇	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件	三		八
三八一	自動車専用道路に関する件	三		八
三八二	道路に関する件	四	194	一〇